

## 群馬大学共同教育学部附属リカレント教育センター準備室設置要項

令和 7. 4. 1 制定

### (設 置)

第1 群馬大学共同教育学部に、理論的、実践的な研究を踏まえたリカレント教育プログラムを開発・展開することを通して、群馬県内外の教育現場等に対するリカレント教育を推進し、教育界をはじめとした地域の実践者の専門性・資質向上に寄与することを目的とする附属リカレント教育センター（以下「センター」という。）を設置するため、附属リカレント教育センター準備室（以下「センター準備室」という。）を置く。

### (業 務)

第2 センター準備室は、センター設置に関して必要な業務を行う。

### (組 織)

第3 センター準備室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) センター準備室長
- (2) センター準備室副室長
- (3) センター準備室長が指名する教員 若干人

(センター準備室長等)

第4 センター準備室長は、群馬大学共同教育学部及び教育学研究科リカレント教育推進委員会委員長をもって充てる。

2 センター準備室長は、センター準備室を代表し、センター準備室に関する事項を掌理する。

3 センター準備室副室長は、センター準備室長が指名する教員をもって充てる。

4 センター準備室副室長は、センター準備室長の業務を補佐する。

(センター準備室会議)

第5 センター準備室に、センター設置に必要な事項を審議するため、センター準備室会議を置く。

2 センター準備室会議は、センター準備室の室員全員で組織し、センター準備室長がその議長となる。

3 センター準備室会議は、室員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 センター準備室会議の議事は、出席した室員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(室員以外の者の出席)

第6 議長が必要と認めたときは、室員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

### (事 務)

第7 センター準備室の事務は、共同教育学部事務部において処理する。

### (雑 則)

第8 この要項に定めるもののほか、センター準備室に関して必要な事項は別に定める。

(要項の改廃)

第9 この要項の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

#### 附 則

- 1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、群馬大学共同教育学部附属リカレント教育センターが設置される前日をもって、その効力を失う。